

令和 8 年度 第 4 回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和 8 年 7 月 10 日（金） 午後 2 時 30 分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 3 階 会議室			
出席委員 (12 人)	2 番 石賀 英男	3 番 村上 隆	4 番 幅田 高広	5 番 丸山 環
	6 番 小前 茂雄	7 番 久米 繁好	8 番 中本 敏彦	9 番 足立 紀美世
	10 番 前田 正秀	11 番 伊藤 英之	12 番 潮 智博	13 番 福田 昌治
欠席委員 (1 人)	1 番 安谷 潔美			
出席推進委員 (11 人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	三浦 勝美	松本 芳己	桑本 慎吾	徳丸 理彦
	入江 敏朗	澤田 光秋	秦野 英作	
欠席推進委員 (1 人)	山本 智彦			
事務局	事務局長 佐藤 陽一、局長補佐 岩本 隆宏			
提案議案	議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 16 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただいまより令和８年度第４回の琴浦町農業委員会総会を開会いたします。 挨拶でも言いましたけれど、今回の総会では、皆さんと最後の総会となります。どうぞよろしくお願いいたします。 まず、最初に、農業委員会憲章の唱和をお願いします。
全員	(農業委員会憲章の唱和)
議長	続きまして、農業委員会総会の成立宣言を、事務局長、お願いいたします。
事務局	ただいまの出席委員は１２名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、令和８年度第４回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。 事務局に欠席する旨の連絡があった委員は、１番、安谷潔美委員です。なお、推進委員は、山本智彦委員が欠席です。以上です。
議長	続きまして、議事録署名委員の指名でございますが、私の方で指名させていただきます。 １１番の伊藤英之委員、１２番の潮智博委員にお願いいたします。 議事に入ります。議案第１５号 農地法第３条の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	議案書１ページをご覧ください。議案第１５号 農地法第３条の規定による許可申請について、農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。 申請番号１１番、農地の所在は大字松谷■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は４，４９６㎡です。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。 本件農地は、譲渡人が売却により処分したいと考えておられました。また、譲受人は、新規就農するためにハウスつきの農地を探しておられました。このたび双方の合意で、スイカとミニトマト耕作目的での売買の話し合いがまとまったため、申請をされたものです。売買価格は■■■■■円、１０ａ当たり■■■■■円となります。取得後は、スイカとミニトマトを耕作されます。 申請番号１２番、農地の所在は大字赤碕■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は５０２㎡です。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。 本件農地は、譲渡人が町外在住で管理ができないため処分を考えておられました。このたび双方の合意で、野菜耕作目的での贈与の話し合いがまとまったため、申請をされたものです。取得後は、野菜を耕作されま

議長	す。 申請番号13番、農地の所在は大字八橋[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積1,693㎡、申請地は外に7筆あり、8筆の合計面積は7,060㎡です。譲渡人は琴浦町外の相続財産清算人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。 本件農地は、相続人不在のため相続財産清算人が選任されたもので、農地の処分手続を進めておられました。このたび双方の合意で、飼料耕作目的での売買の話合いがまとまったため、申請をされたものです。売買価格は[REDACTED]円、10a当たり[REDACTED]円となります。取得後は、飼料を耕作されます。 申請番号14番、農地の所在は大字赤碕[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は352㎡です。譲渡人は琴浦町外の相続財産清算人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。 本件農地は、相続人不在のため相続財産清算人が選任されたもので、農地の処分手続を進めておられました。このたび双方の合意で、キャベツ耕作目的での売買の話合いがまとまったため、申請をされたものです。売買価格は[REDACTED]円、10a当たり[REDACTED]円となります。取得後は、キャベツを耕作されます。 以上4件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。 事務局の説明が終わりました。 皆さんのほうで何か質問等がありましたらお願いいたします。ありませんか。 (質問等なし) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。全員賛成ということで、原案のとおり許可することと決定いたします。 続きまして、議案第16号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてですが、関係の委員の方がおられますので、私と小前委員、前田委員、池山委員は退席をお願いいたします。この後、中本会長職務代理者に議長を代わりますのでよろしくお願いいたします。 (福田会長、小前委員、前田委員、池山委員の退席を確認) (中本会長職務代理者に議長を交代) 再開いたします。 そうしますと、議案第16号 農用地利用集積等促進計画案に対する
議長	

事務局	意見について、事務局より説明をお願いいたします。 議案書 3 ページをご覧ください。議案第 16 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。 初めに、賃貸借権設定の部からご説明します。 申請番号 157 番、農地の所在は大字法万[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は 610 m²です。利用権の種類は賃貸借権です。貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は 10 a 当たり [REDACTED] 円、貸借の期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日までの 5 年間で、再契約、野菜を耕作されます。 申請番号 158 番から 31 ページの 202 番までの 45 件については、ご覧のとおりです。 なお、12 ページの申請番号 175 番から 13 ページの 178 番までの 4 件については、借受人は琴浦町外の農地所有適格法人で、解除条件付契約となります。 続きまして、使用貸借権設定の部です。議案書 32 ページをご覧ください。 申請番号 203 番、農地の所在は大字笠見[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は 4,881 m²です。利用権の種類は使用貸借権です。貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人で、借受人は認定農業者です。公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構を通じての三者契約となります。借賃は無償、貸借の期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日までの 5 年間で、再契約、飼料を耕作されます。 申請番号 204 番から 38 ページの 215 番までの 12 件については、ご覧のとおりです。 続きまして、所有権移転の部です。議案書 39 ページをご覧ください。 初めに、所有者・機構間契約の部です。 申請番号 7 番、土地の所在は大字逢束[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は 1,499 m²です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は野菜です。売買価格は [REDACTED] 円、10 a 当たりでは [REDACTED] 円となります。所有権の移転時期は令和 8 年 7 月 31 日で、土地の引渡時期は令和 8 年 8 月 3 日です。 申請番号 8 番、土地の所在は大字逢束[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積は 1,809 m²です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用
-----	--

議長 三浦委員 議長 事務局	目的は野菜です。売買価格は[]円、10aあたりでは[]円となります。所有権の移転時期は令和8年7月31日で、土地の引渡時期は令和8年8月3日です。 申請番号9番、土地の所在は大字筈津[]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は2,547㎡です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は飼料です。売買価格は[]円、10aあたりでは2[]円となります。所有権の移転時期は令和8年7月31日で、土地の引渡時期は令和8年8月3日です。 続きまして、機構・受け手間契約の部です。議案書の40ページをご覧ください。 申請番号5番、土地の所在は大字逢束[]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積1,809㎡、申請地は外に1筆あり、2筆の合計面積は3,308㎡です。譲渡人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構で、譲受人は琴浦町内の個人で、認定農業者です。利用目的は野菜です。売買価格は[]円、10aあたりでは[]円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期は、ともに令和8年8月25日です。 申請番号6番、土地の所在は大字筈津[]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積は2,547㎡です。譲渡人は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構で、譲受人は琴浦町内の個人で、認定農業者です。利用目的は飼料です。売買価格は[]円、10aあたりでは[]円となります。所有権の移転時期、土地の引渡時期は、ともに令和8年8月25日です。 以上の農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するに当たり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものです。以上でございます。 説明が終わりました。 計画案に対して意見を求めます。ご意見はございませんか。 (三浦委員より挙手あり) 申請番号159番と160番です。 受け人が、株式会社となっておりますけれども、これは一般の株式会社なのか、個人の株式会社なのか、形態をお願いをしたいと思います。 それと、会社の場合であれば、後ろのページに、先程ありましたように、解除条件付ということが出てくるのですけれども、この株式会社は解除条件付が付かないということになれば、その違いをお願いします。 事務局、回答をお願いします。 159番、160番の株式会社ですけれども、これは大山町の農地所
---	---

議長 三浦委員	有適格法人になりまして、既に何か所か琴浦町の農地を借りられています。新規参入の場合は解除条件付を付けますけれども、このたびは既に借りられている法人なので、解除条件付は付けておりません。 よろしいですか。 分かりました。ということは、以前から借りておられる会社は付けなけれども、新たに借りられたら、解除条件は付けるということになるということですか。例えば、これは、新規なのですけれども、以前から借りられておられるから、それは解除条件付の該当にはないということの理解でよろしいですね。
事務局	基本的に新規参入される場合、初めて農地を借りる場合については、解除条件付を付けております。農地の耕作状況等を見ながら、解除条件を付けた方がよいのではないかなというようにことを相談しながら、2回目の農地の貸し借りであっても付く場合があるのかもしれませんが、その辺については、現在の耕作状況を見ながら判断したいと考えています。
議長	よろしいですか。 他に質問等ありますか。 (質問等なし) 質問等が無いようですので、特に異議はなしということといたします。 休憩いたします。 (休憩) (福田会長、小前委員、前田委員、池山委員の復帰を確認) (福田会長に議長を交代)
議長	再開いたします。 続きまして、その他に移ります。 農家相談の報告ですが、7月7日に小前委員と澤田委員に対応していただきました。報告を小前委員からお願いいたします。
小前委員	(農家相談3件報告)
事務局	(今後日程の事務連絡)
議長	(三浦委員より挙手あり)
三浦委員	私が言い出したことなので、最後になりますので、もう一度お願いをしておきたい。美好の農地について、耕作をするように、再度強く要請をお願いいたします。
議長 事務局	文書は出していますね。 1度出しました。
議長	だから、まだ動きがないということで、それだったら再度、文書を出して下さい。
三浦委員 事務局	それと事務局長、この前の件についてどうでしたか。 先日、三浦委員のほうから問合せがございました。認定農業者である作業受託法人が、機構を通じて賃貸借の契約を結ぶことができるかとい

	うものでございます。こちらにつきましては、農地の貸し借りにつきましては、一般法人であれば賃借はできますので、そちらのほうで対応することになります。 それから、もう1点、農地を所有することができるかどうかに関しましては、農地所有適格法人というのがございまして、法人の形態でありますとか、事業内容、議決権、役員、そういった要件がございしますが、それらを満たした場合には、そういった法人が農地を所有することができるというものでございます。 作業受委託の場合は、今の水田活用直接支払交付金ですが、そういった交付金につきましては、琴浦町の場合は、作業受託されている方に支払いしているという現状がございしますので、作業受託の契約、賃貸借を結ばずに、その農地に関して作業受委託の契約を交わしていれば、受託した方に水田活用直接支払交付金が入っています。賃貸借とか、使用貸借とか、そういったものであれば、借りられている方に水田活用直接支払交付金は支払われますので、それぞれの形態にあって、作業受委託でありますとか、賃借をしていただけたらと考えます。以上です。 ということは、賃貸借で土地を所有することはできるということですね。
三浦委員	できます。
事務局	できるということですね。
三浦委員	はい。
事務局	その場合は、いわゆる交付金等は、受託した方に入ることですね。
三浦委員	借りられている方に入ります。
事務局	借りられた方に入ることですね。
三浦委員	はい。
事務局	全部、借りられている、作られている人に、補助金が入ることですね。
議長	はい。
事務局	その他、推進委員さんのほうで何か質問等ありませんか。
議長	(質問等なし)
	そうしますと、以上をもちまして令和8年度第4回の琴浦町農業委員会総会を終了させていただきます。